

茨木市私立保育所用地取得補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人に対し、社会福祉法人が保育所を設置し、又は定員増を伴う増築を行う際に、当該保育所の敷地としての用地を取得することについて、市が補助金を交付することにより保育所整備を推進し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる社会福祉法人は、茨木市保育所設置等に関する方針（平成13年7月17日市長決定）に基づく保育所を運営する社会福祉法人とする。

2 補助の対象となる事業は、社会福祉法人が保育所を設置し、又は定員増を伴う増築を行う際に、当該保育所の敷地としての用地を取得する事業とする。

(補助金額)

第3 補助額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)土地の不動産鑑定書（写し）

(4)土地の登記簿謄本（所有権移転登記前のもの）

(5)土地の売買契約書（写し）

(6)その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の届出)

第6 補助金の交付を申請したものが、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、補助金変更通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1)歳入歳出決算書抄本

(2)土地の登記簿謄本（所有権移転登記後のもの）

(3)その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付時期)

第10 市長は、補助金を所有権移転登記完了日以後に交付するものとする。

(補助の条件)

第11 補助の条件は次のとおりとする。

(1)取得後34年を経過するときまで、市長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又はこの補助金の交付目的に反して使用してはならない。

(2) 市長の承認を受けて当該土地を処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(3) 3年毎に該当土地の登記簿謄本を提出すること。

(補助の制限)

第12 同一法人に対しては、当該法人に対して補助金を支出した年度から5年間は、補助しないものとする。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 補助金支出後3年以内に、建物を建て認可保育所として開所できなければ、補助金は市に返還するものとする。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施し、同日以後に用地を取得する事業に適用する。

(別表) 補助基準表

基準単価	基準単価は、不動産鑑定士による鑑定額と、実取得額(特定の収入(借入金を除く。))がある場合にはこれを差し引いた額)を比較して少ない方の額から算出された1㎡当たりの金額(1,000円未満は、切り捨てる。)とする。ただし、1㎡当たりの単価は、200,000円を限度とする。	
補助対象面積	新設の定員数又は定員増に伴う増員数	補助対象面積
	30人未満	100㎡
	60人未満	150㎡
	90人未満	350㎡
	120人未満	550㎡
	120人以上	700㎡
補助基本額	補助基準額(基準単価×補助対象面積)と実取得額とのいずれか少ない方の額	
補助率	補助基本額の4分の1(1,000円未満は、切り捨てる。)	